

令和5年厚木市教育委員会4月定例会日程

日時 令和5年4月25日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎16階会議室A・B

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

- 日程1 議案第15号 令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針の制定について 【教育指導課】
- 日程2 議案第16号 令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る検討委員及び専門委員の委嘱について 【教育指導課】
- 日程3 議案第17号 令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る調査研究の諮問について 【教育指導課】
- 日程4 議案第18号 第4次厚木市子ども読書活動推進計画に関する策定方針について 【中央図書館】

4 報告事項

- (1) 事務の臨時代理の報告について（厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて） 【教育総務課】（資料1）
- (2) 事務の臨時代理の報告について（厚木市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動について） 【教育総務課】（資料2）
- (3) 事務の臨時代理の報告について（厚木市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動について） 【教育総務課】（資料3）
- (4) 事務の臨時代理の報告について（厚木市小中学校通学区域再編成委員会委員の委嘱について） 【教育総務課】（資料4）
- (5) 事務の臨時代理の報告について（厚木市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について） 【教育総務課】（資料5）
- (6) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について） 【教育指導課】（資料6）
- (7) 学校選択制の実施結果について 【教育総務課・学務課】（資料7）
- (8) 令和5年度学校施設整備計画について 【教育施設課】（資料8）
- (9) 給食用食材の放射性物質の測定結果について 【学校給食課】（資料9）

5 閉会

令和5年4月定例教育委員会教育長報告

令和5年3月22日（水）に開催されました3月定例会以後の主な行事等26件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 3月24日（金） 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 横断旗 300本、横断指示旗 100本、横断旗入れ 20個
○出席者 神奈川県トラック協議会・厚木 会長、地域協働事業推進委員会委員長
厚木市議会議員
- 2 同日 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 黄色いワッペン 1,790枚
○出席者 株式会社みずほ銀行 厚木支店 支店長
損害保険ジャパン株式会社 神奈川支店厚木支社 支社長
明治安田生命保険相互会社 厚木中町営業所 営業所長
第一生命保険株式会社 厚木支社 支社長代理業務統括部長
株式会社みずほ銀行 厚木・海老名支店 個人営業課職員
- 3 3月27日（月） 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 交通安全クリアファイル 1,800冊
○出席者 日産自動車株式会社テクニカルセンター
R&D総務・ファシリティマネージメント部長、課長、職員
厚木市議会議員
- 4 同日 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
高齢者叙勲伝達式
- 5 3月29日（水） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和4年度関東中学校選抜卓球大会出場報告会
○訪問者 藤塚中学校教頭、卓球部顧問、生徒8人（2年生 5人、1年生 3人）
- 6 3月30日（木） 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
寄附贈呈式
○寄附物品 小学校補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」 合計2,190冊
○出席者 厚木市農業協同組合 常務理事、組織文化部次長兼生活ふれあい課長、
生活ふれあい課職員、総合企画部企画課職員

- 7 3月30日(木) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
教職員退職者感謝状贈呈式
- 8 3月31日(金) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室ほか
教育委員会人事発令(出向)
教職員退職辞令伝達式
- 9 4月 3日(月) 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室ほか
教育委員会人事発令(出向・異動)
教職員異動辞令伝達式
教育委員会関係辞令交付式
- 10 4月 4日(火) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
令和5年度厚木市元気アップアシスタント辞令交付式
○出席者数 36人
- 11 4月 7日(金) 厚木市立厚木小学校校門前
厚木小学校登校児童見守り活動
- 12 同日 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
令和5年度第1回初任者研修会 ※オンライン開催
○参加者数 60人(小学校39人、中学校18人、養護教諭1人、事務職2人)
- 13 4月10日(月) 厚木市立依知北公民館ほか
教育施設職場激励(公民館4館、分館)
- 14 4月11日(火) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
第1回厚木市小・中学校長会議
- 15 同日 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室
新規暫定再任用職員辞令交付
- 16 4月12日(水) 厚木市南部学校給食センターほか
教育施設職場激励(南部学校給食センター、公民館6館、あつぎ郷土博物館)
- 17 4月14日(金) 厚木市役所第二庁舎 15階 農業委員会会議室
令和5年度厚木市教育研究所教育調査研究部会発足式
○出席者 教育研究員19人
- 18 4月16日(日) 神奈川工科大学厚木市子ども科学館 サイエンスホール250
令和5年度厚木市子ども会育成連絡協議会総会

- 19 4月18日(火) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
フットゴルフワールドカップ2023日本代表選手 市長表敬訪問
○訪問者 選手、保護者
- 20 同日 株式会社半導体エネルギー研究所 歴史館
寄附贈呈式
○寄附物品 メッシュテント 73張り
○出席者 株式会社半導体エネルギー研究所 代表取締役、AFM部次長、総務部次長
- 21 同日 厚木市立厚木第二小学校
学校訪問(厚木産木材の学習机視察)
- 22 4月19日(水) 厚木市立睦合南公民館ほか
教育施設職場激励(公民館5館、中央図書館)
- 23 4月20日(木) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A
令和5年度第1回グローバル教育交流事業実行委員会
- 24 同日 神奈川県厚木合同庁舎1号館 2階 応接会議室
令和5年度第1回県央教育事務所管内教育長会議
- 25 4月22日(土) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
厚木市青少年相談員委嘱式及び令和5年度厚木市青少年相談員連絡協議会総会
○委嘱者数 15人
○総会出席者数 51人
- 26 令和5年厚木市議会第2回会議(2月定例会議) ※ 前回報告以降の内容
- ① 会議期間
3月3日(金)から3月27日(月)まで(25日間)
- ② 予算決算常任委員会(3月24日(金))
- 議案第13号 令和4年度厚木市一般会計補正予算(第12号) 【可決すべきもの】
 - 議案第26号 令和5年度厚木市一般会計予算 【可決すべきもの】
 - 議案第27号 令和5年度厚木市公共用地取得事業特別会計予算 【可決すべきもの】
- ③ 本会議(3月27日(月))
- 議案第13号 令和4年度厚木市一般会計補正予算(第12号) 【可決】
 - 議案第26号 令和5年度厚木市一般会計予算 【可決】
 - 議案第27号 令和5年度厚木市公共用地取得事業特別会計予算 【可決】

議案第15号

令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針の制定について

令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針を別紙のとおり定める。

令和5年4月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

本市立小・中学校で使用する教科用図書について、適正かつ公正な採択を行うため、令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針を定める。

令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針（案）

厚木市教育委員会は、令和6年度に厚木市立小・中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

- 1 教科用図書の採択は、厚木市教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに神奈川県教育委員会の採択方針等に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、文部科学省から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行う。
- 2 厚木市教育委員会は、厚木市の教育活動にふさわしい教科用図書採択を行うため、厚木市教科用図書採択検討委員会に対し、教科用図書の内容に関する調査研究について諮問する。
厚木市教科用図書採択検討委員会は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領並びに厚木市教育委員会が定める調査研究の観点を踏まえ、専門委員を活用して、教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究を行い、調査研究の内容を教育委員会に答申する。
- 3 厚木市教育委員会は、厚木市教科用図書採択検討委員会による答申を踏まえ、市立学校の教職員、保護者等の意見を参考にした上で、慎重に審議し、最も適切と思われる教科用図書を採択する。
- 4 採択の公正確保に向け、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障を来す事態が生じないように努める。
- 5 厚木市教育振興基本計画の基本方針、学校及び児童・生徒の実態並びに厚木市の特性を考慮した教科用図書を採択する。
- 6 採択結果や採択理由等に関する情報は、採択権限を有する者の責任において適切に公開する。

調査研究の観点 小学校 【 国語 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成する。
2	教科・種目別の観点 【国語】	(1)	学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域(話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと)の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
		(2)	語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。
		(3)	読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切に、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 書写 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒我が国の言語文化について理解し、目的や状況に応じて書き方を判断することにより、各教科等の学習活動や日常生活に生かすことのできる書写の能力を育成する。
2	教科・種目別の 観点 【書写】	(1)	毛筆と硬筆の関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。
		(2)	適切に運筆する能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
		(3)	日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切に、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 社会 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 →社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成する。
2	教科・種目別の観点 【社会】	(1)	社会的事象に関する基礎的な知識や技能などを習得させるための工夫や配慮がなされているか。
		(2)	社会的事象について児童が多面的・多角的に考えられるような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	学習の問題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切に、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 地図 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒位置や空間的な広がりに着目して社会的事象を捉える見方・考え方を養い、問題解決に向けて効果的に活用するための知識や技能、意欲等を育成する。
2	教科・種目別の観点 【地図】	(1)	一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
		(2)	統計、各種の資料は、最新データを使うなど信頼性があり、児童の発達に即したものが適切に取り上げられているか。
		(3)	児童が自主的に学習に取り組み、読み取る技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切に、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 算数 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成する。
2	教科・種目別 の観点 【算数】	(1)	数学的活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
		(2)	具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考え、表現し、さらに伝え合うような題材として工夫や配慮がなされているか。
		(3)	目的に応じてデータを収集、分類整理し、結果を適切に表現する題材や、統計データの特徴を読み取り判断する題材として工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切に、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 理科 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成する。
2	教科・種目別 の観点 【理科】	(1)	観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにするために、児童の発達の段階に即した工夫や配慮がなされているか。
		(2)	観察、実験などは、学年を通して育成を目指す問題解決の力を養うよう、配列や内容の工夫や配慮がなされているか。
		(3)	「理科の見方・考え方」を働かせて、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するよう、観察、実験などに工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 生活 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成する。
2	教科・種目別 の観点 【生活】	(1)	知識及び技能の基礎としての「気付き」や「生活上必要な習慣や技能」を育成する題材として、工夫や配慮がなされているか。
		(2)	身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉える題材として、工夫や配慮がなされているか。
		(3)	児童の興味・関心を喚起させるような題材として、「試す」、「見通す」などの工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切に、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 音楽 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	<p>(1) 教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮</p> <p>(2) 各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成する。</p>
2	教科・種目別の観点 【音楽】	<p>(1) 「A表現」と「B鑑賞」の教材は、多様な音楽の中から、児童の発達段階に応じて適切に選択されているか。</p> <p>(2) 我が国や郷土の伝統音楽を扱う題材に工夫や配慮がなされているか。</p> <p>(3) 表現（歌唱、器楽、音楽づくり）及び鑑賞、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。</p>
3	厚木市の特性	<p>(1) 【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。</p> <p>(2) 【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切に、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。</p> <p>(3) 【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。</p> <p>(4) 厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。</p>
4	内容と構成	<p>(1) 小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮</p> <p>(2) 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫</p> <p>(3) 児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。</p>
5	分量・装丁 表記等	<p>(1) 各内容の分量とその配分は適切であるか。</p> <p>(2) 体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。</p> <p>(3) 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。</p>

調査研究の観点 小学校 【 図画工作 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成する。
2	教科・種目別 の観点 【図画工作】	(1)	児童が造形的な見方・考え方を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
		(2)	児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料、用具などを選ぶことができるよう、表現及び鑑賞の題材に、工夫や配慮がなされているか。
		(3)	「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 家庭 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育成する。
2	教科・種目別の観点 【家庭】	(1)	生活の営みに係る見方・考え方を働かせた学習となるよう、題材に工夫や配慮がなされているか。
		(2)	日常生活に必要となる基礎的な知識及び技能の習得を図るために、実践的・体験的な活動を題材として取り上げるなど工夫や配慮がなされているか。
		(3)	生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決していく題材として工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切に、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 保健 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒健康・安全について理解するとともに、保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、健康で安全な生活を送る資質や能力を育成する。
2	教科・種目別 の観点 【保健】	(1)	児童が健康や安全に関する原則や概念に着目できるよう、統計、調査等の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達段階に即しているか。
		(2)	児童が身近な生活における学習課題を見付けることに役立つよう、イラスト、写真、事例等の資料に、工夫や配慮がなされているか。
		(3)	児童が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習内容に関連する健康情報等の資料に、工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 英語 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
2	教科・種目別の観点 【英語】	(1)	「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」などのコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
		(2)	小学校外国語活動との関連した構成となるよう、外国語活動で扱った音声や表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
		(3)	国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人のくらしや、歴史、文化、自然などが、児童の発達段階や興味・関心に即して取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦（自分づくり）：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生（仲間づくり）：自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切にし、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造（社会づくり）：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもたちの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

調査研究の観点 小学校 【 特別の教科 道徳 】

1	教育基本法 学校教育法 学習指導要領 との関連	(1)	教育基本法(第1条、第2条)及び学校教育法(第30条第2項)に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮
		(2)	各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ⇒道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。
2	教科・種目別の 観点 【特別の教科 道徳】	(1)	道徳的な課題を児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる工夫や配慮がなされているか。
		(2)	自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学びの工夫や配慮がなされているか。
		(3)	問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等が取り上げられるなど、工夫や配慮がなされているか。
3	厚木市の特性	(1)	【挑戦(自分づくり)：自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力】 ⇒知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力などを伸ばすとともに、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力の育成につながる内容となっているか。
		(2)	【共生(仲間づくり)：自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力】 ⇒命や人権を大切に、他者を思いやるとともに、多様性を認め合いながら共に生きる豊かな心の育成につながる内容となっているか。
		(3)	【創造(社会づくり)：変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してよりよい社会を創る力】 ⇒今及びこれからの社会や地域について全体的に考え、関わり、人々と力を合わせて持続可能な社会を創る力の育成につながる内容となっているか。
		(4)	厚木市の子どもの学習や生活の実態や課題に即した工夫や配慮があるか。
4	内容と構成	(1)	小学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮 ②他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
		(2)	学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。 ①言語能力の確実な育成 ②伝統や文化に関する教育の充実 ③体験活動の充実 ④学校段階間の円滑な接続 ⑤情報活用能力の育成 ⑥学習上の困難さに応じた工夫
		(3)	児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
5	分量・装丁 表記等	(1)	各内容の分量とその配分は適切であるか。
		(2)	体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
		(3)	文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

令和5年度に実施する教科用図書採択について

1 採択について

学校教育法^{*1}及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律^{*2}を根拠に行う。

※1 小学校：第34条第1項 中学校：第49条で小学校の規定を準用
小学校（中学校）においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

※2 第13条第1項
都道府県内の義務教育諸学校（中略）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（中略）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第13条第6項

第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（中略）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、この限りでない。

第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。^{*3}

※3 ※2の法律の施行令「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」

第15条第1項

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（中略）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択の対象

【教科用図書】

（1）新規に調査研究を行う採択

令和6年度から使用する小学校「全種目^{*}（13種目）」の教科書

※国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、英語、道徳

（2）採択期間内である教科用図書を継続して使用するための採択

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条）

使用4年目となる中学校の教科用図書

【学校教育法附則第9条第1項^{*4}に規定する教科用図書】

特別支援学級における教科用図書

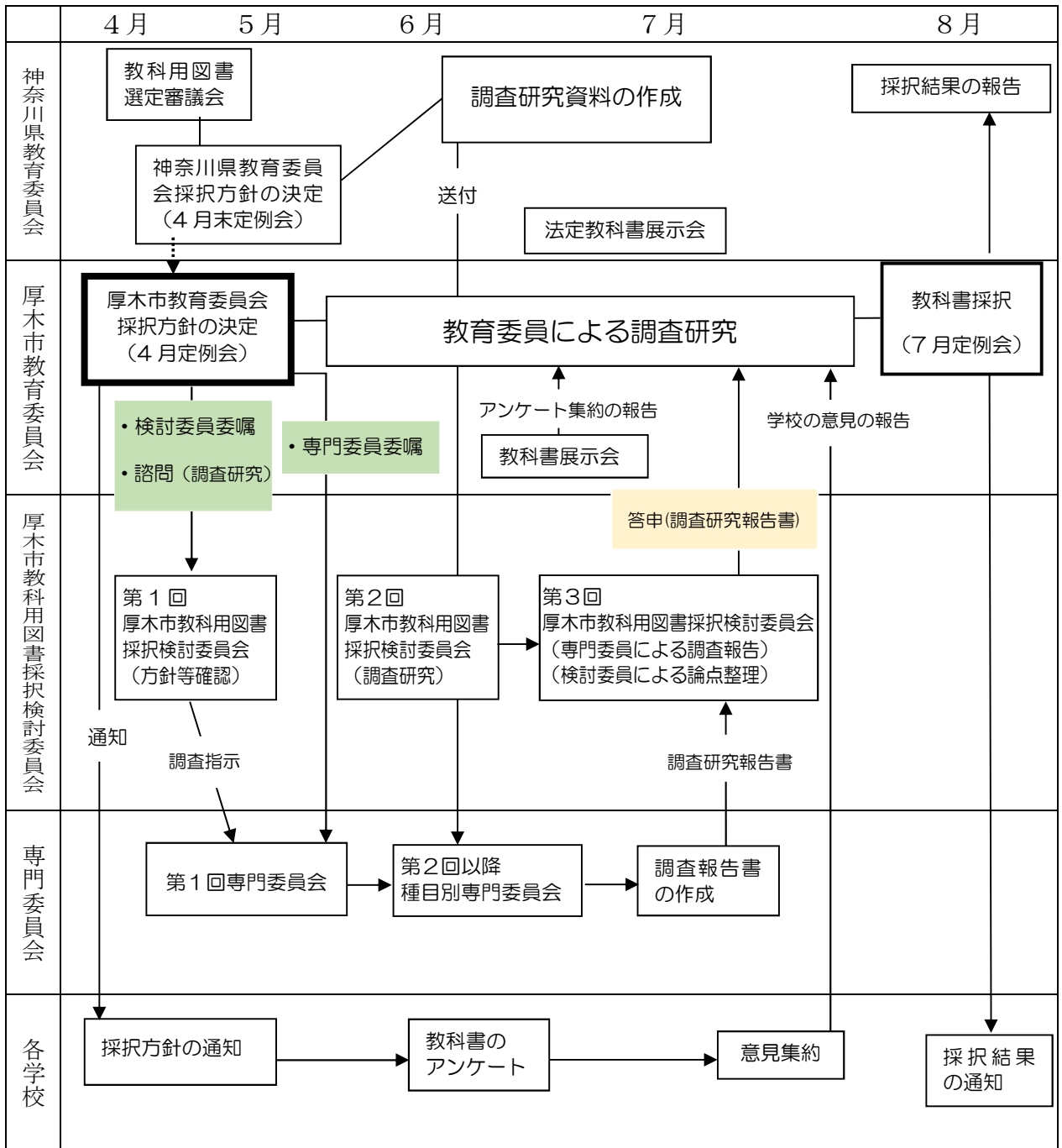
※4 第9条第1項

（前略）特別支援学級においては、（中略）文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

参考【今後の小・中学校教科用図書の使用・採択・検定の周期】

	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)
小学校	R1 採択教科用図書 使用 4 年目(最終)	R5 採択教科用図書 使用 1 年目 使用 2 年目 使用 3 年目 使用 4 年目 (最終)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・R1 採択教科書が R5 に使用期限(4年)となることを受けた、R6 から使用する教科用図書の新規の調査による採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5 採択教科書が R9 に使用期限(4年)となることを受けた、R10 から使用する教科用図書の新規の調査による採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択
中学校	R2 採択教科用図書 使用 3 年目 使用 4 年目(最終)		R6 採択教科用図書 使用 1 年目 使用 2 年目 使用 3 年目		
	<ul style="list-style-type: none"> ・R2 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・R2 採択教科用図書が R6 に使用期限(4年)となることを受けた、R7 から使用する教科用図書の新規の調査による採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6 採択教科用図書の使用 2 年目継続についての採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6 採択教科用図書の使用 3 年目継続についての採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6 採択教科用図書の使用 4 年目継続についての採択 ・特別支援学級における教科用図書の採択 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> R10 R11 から使用する教科用図書の新規の調査による採択 </div>

教科用図書採択に係る事務の流れ



参考資料 3

令和5年度 教科用図書採択に係る日程 (表内四角囲みは会議)

月	厚木市教育委員会	厚木市教科用図書採択検討委員会	専門委員会	神奈川県教育委員会
4	<p>定例会(4/25)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択方針の決定 	<p>諮問</p>		<p>第1回教科用図書選定審議会(4/7)</p> <p>県定例会(4/13)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択方針決定
5	<ul style="list-style-type: none"> 教科書目録受領 調査用教科書見本の受領 	<p>第1回検討委員会(5/8)</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動内容の決定 専門委員選任 	<p>第1回専門委員会(5/12)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書目録の送付 調査用教科書見本の送付 <p>専門調査員会(5/2・10・17・24)</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> 県調査研究資料の結果の受領 教科書展示会(6/9～6/22) 中央図書館配架(6/～常設) 	<p>第2回検討委員会(6/27)</p> <ul style="list-style-type: none"> 見本本や県の調査研究資料を活用した協議 	<p>各教科4～5回の調査会を実施し調査研究報告書を作成する</p>	<p>第2回教科用図書選定審議会(6/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究資料の送付(中旬頃の予定) 法定展示会開催(6/～6/)
7	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員による調査研究 <p>定例会(7/25)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択 	<p>第3回検討委員会(7/5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究結果を受けた検討委員の意見まとめ <p>答申</p>		<p>第3回教科用図書選定審議会(7/12)</p> <p>県定例会(7/)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択
8	<ul style="list-style-type: none"> 採択結果の県教育委員会への報告及び各小・中学校への通知 需要数報告 			<ul style="list-style-type: none"> 採択状況調査 需要数報告期限(8/)

厚木市教科用図書採択検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市教科用図書採択検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小・中学校の保護者
- (2) 市立小・中学校長
- (3) 市立小・中学校の教員
- (4) 教育委員会事務局の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、1年以内において教育委員会が定める期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教科用図書主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教科用図書採択関係法令

① 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条

(教育委員会の職務権限)

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(中略)

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(以下略)

② 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条

(教科書の定義)

この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

③ 「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第5条

(教科書展示会の開催)

都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省例をもってその基準を定める。

④ 「学校教育法」第34条

(教科用図書の使用)

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。(第49条で中学校、第49条第8項で義務教育学校、第62条で高等学校、第70条第1項で中等教育学校、第82条で特別支援学校に適用される。)

⑤ 「学校教育法」附則 第9条

(教科用図書の経過措置)

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第49条第8項、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

⑥ 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第2条第2項

(教科用図書の定義)

この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項(同法第49条、第49条第8項、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。

⑦ 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条

(都道府県の教育委員会の任務)

都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

⑧「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条

(採択地区)

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

⑨「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条

(教科用図書の採択)

都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

(中略)

6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

⑩「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条

(同一教科用図書を採択する期間)

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

⑪「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第15条

(採択した教科用図書の種類等の公表)

市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

⑫「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条

(採択の時期)

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行なわなければならない。

⑬「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条

(同一教科用図書を採択する期間)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

⑭「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」第6条

(同一教科用図書の採択の特例)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2

項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないことになった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第3項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 採択した教科用図書の発行が行われないことになった場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないことになった場合を除く。）発行が行われないこととなった教科用図書を採択していた期間。（以下、2～5省略）

⑮ 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」第7条

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）

法第15条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- 2 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあっては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

⑯ 「教科用図書検定規則」（文部科学省令）

第1条（趣旨）

学校教育法第34条第1項（同法第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の検定に関し、必要な事項は、この省令の定めるところによる。

第2条（教科用図書）

この省令において「教科用図書」とは、小学校、中学校、義務教育諸学校、中等教育学校、高等学校並びに特別支援学校の小学部、中学部および高等部の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。

第4条（検定の申請）

図書の著作者または発行者は、その図書の検定を文部科学大臣に申請することができる。

- 2 前項の申請を行うことができる図書の種目並びに各年度に申請を行うことができる図書の種目及び期間は、文部科学省が官報で告示する。
- 3 教育課程の基準又は教科用図書検定基準が変更されたときは、検定を経た図書の発行者（当該変更に係る種目の図書を現に発行する者であって、当該変更後においても引き続き当該種目の図書を発行しようとするものに限る。）は、当該変更の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣が時に必要がないと認める場合を除き、文部科学大臣の定めるところにより、当該種目の図書について、当該変更後の教育課程の基準等に基づく検定の申請を行うものとする。

**議案第16号については、
非公開案件となります。**

議案第17号

令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る調査研究
の諮問について

令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に向け、各教科用図書の
内容について、厚木市教科用図書採択検討委員会に対し、別紙のとおり諮問する。

令和5年4月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会
の方針に基づき、教育委員会が厚木市の教育活動にふさわしい教科用図書採択を行う
ため、厚木市教科用図書採択検討委員会に諮問する。

令和5年 月 日

厚木市教科用図書採択検討委員会委員長 様

厚木市教育委員会

令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に向けた教科用図書の調査研究について（諮問）

次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

令和6年度に厚木市立小・中学校において使用する教科用図書の内容に関する調査研究

2 諮問理由

令和6年度に厚木市立小・中学校で使用する教科用図書採択に係る厚木市教育委員会の方針に基づき、教育委員会が厚木市の教育活動にふさわしい教科用図書採択を行うため。

担当 学校教育部教育指導課教育指導係
電話 (046)225-2660 (直通)

議案第18号

第4次厚木市子ども読書活動推進計画に関する策定方針について

第4次厚木市子ども読書活動推進計画に関する策定方針を別紙のとおり定める。

令和5年4月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

第4次厚木市子ども読書活動推進計画を策定するに当たり、その方針を定める。

第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定方針（案）

1 計画策定の趣旨

平成30年4月に計画期間をおおむね5年間として策定した「第3次厚木市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」という。）の計画期間が満了を迎えることから、令和6年度を始期とする「第4次厚木市子ども読書活動推進計画」（以下「第4次計画」という。）を策定するに当たり、基本的な方針を定めるものです。

2 計画策定の背景と目的

本市では、平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国や県の計画を踏まえ、平成19年4月から、おおむね5年ごとに計画を策定し、子どもの読書活動を推進するための読書環境の充実に取り組んできました。

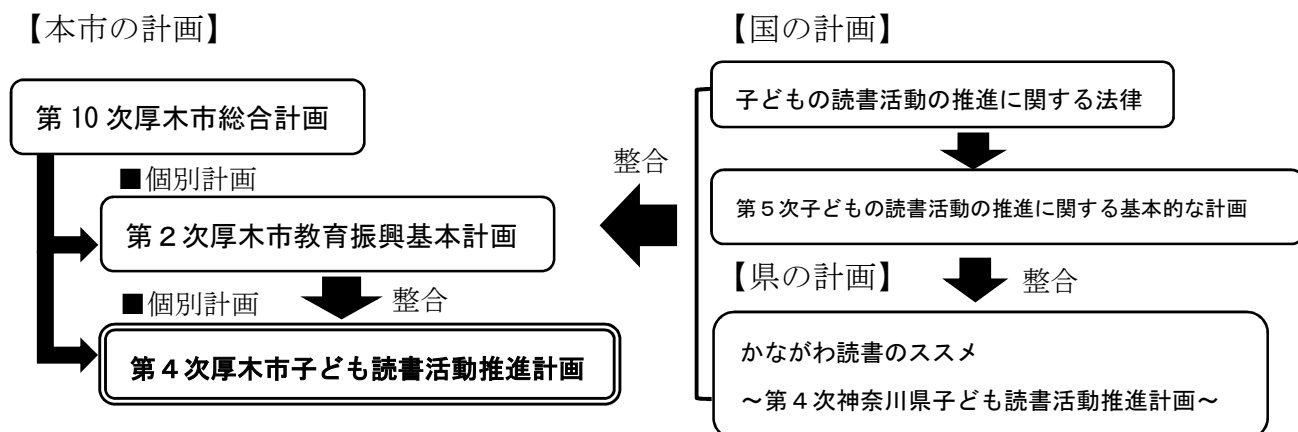
近年、急速な少子高齢化や人口減少への転換、共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く社会環境も大きく変化し、学校生活においても、インターネットやスマートフォン等の情報通信機器の急速な普及により、友達とのコミュニケーションの取り方が急速に変化しています。この変化にもかかわらず、子どもたちの読書活動は、人生をより豊かに生きていくため欠かせないものであり、パソコンやタブレット端末等の電子機器を活用するなど、デジタル社会に対応した読書活動の推進も重要な課題となっています。

第4次計画は、国や県の計画と整合を図り、第3次計画の課題、社会環境の変化を踏まえながら、より一層の子ども読書活動を推進するため計画を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」として策定するとともに、第10次厚木市総合計画における「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」分野の個別計画として位置付けるものです。

策定に当たっては、国の「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や県の「かながわ読書のススメ～第4次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を踏まえ、第2次厚木市教育振興基本計画と整合を図り策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から5年間とします。

5 計画の対象

0歳から18歳までの子どもとその保護者、子どもの読書活動に関わる全ての市民、地域、学校、行政、関係機関等を対象とします。

6 子ども読書活動に関するアンケート調査結果（小・中学生対象）

(1) 1か月の間に本を1冊も読まない子どもの全体に占める割合（不読率）

	小学2年生	小学4年生	小学6年生	中学2年生
今回調査（R4）	4.2%	15.5%	16.8%	16.6%
前回調査（H29）	2.8%	5.1%	6.1%	12.0%

※前回の調査と比較すると、小・中学生ともに不読率が増加しており、小学4年生と小学6年生の不読率の増加率が高くなっています。

(2) 読書が好きな子どもの全体に占める割合

	小学2年生	小学4年生	小学6年生	中学2年生
今回調査（R4）	77.2%	65.2%	61.1%	49.4%
前回調査（H29）	77.9%	68.8%	63.9%	60.5%

※前回の調査と比較すると、小学生の割合に大きな変化はありませんが、読書が好きな中学生の割合が低下しています。

7 第3次計画の課題

(1) デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化の進展を踏まえ、情報活用能力を育むとともに、電子書籍等を活用していく取組が必要です。

(2) 子どもの不読率低減に向けた継続した取組の実施

不読率の低減に向け、乳幼児から読書の習慣化を図り、成長や発達段階に対応した施策を実施しましたが、今後も継続して不読率低減に取り組む必要があります。

(3) 社会全体（家庭・地域・学校・ボランティア団体等）の連携・協力体制の充実

子ども読書活動をさらに推進するためには、家庭、地域、学校、ボランティア団体、その他関係機関が連携して継続的に情報提供や事業展開を行うことが求められています。そのためには、関係各課が課題や具体的施策について、共通理解し、連携・協力体制を強化していくことが必要です。

(4) 学校図書館と図書館の連携・協力体制の強化

成長に伴い読書傾向が変わっていく時期に読書離れを生じさせないようにするためには、学校では、読書について適切なアドバイスを行う専門職員（学校司書等）をより充実させることが必要です。また、学校図書館と図書館の連携・協力体制を強化していく取組が必要です。

(5) 多様な子どもたちに配慮した読書環境の整備

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）、いわゆる読書バリアフリー法の施行を踏まえ、より一層、誰でも使いやすい図書館を目指す必要があります。読書環境の整備・充実に当たっては、図書館を利用しにくかった子どもたちの多様なニーズにも配慮する必要があります。

8 計画策定に当たり考慮すべき事項

計画策定に当たっては、国や神奈川県計画や、第3次計画の課題等を踏まえ、審議会、庁内委員会等で検討した、次の項目を考慮して進めます。

- (1) 子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した施策の実施
- 新 (2) デジタル社会に対応した取組の実施（電子書籍、GIGAスクール端末）
- (3) 子どもの不読率低減に向けた取組の実施
- (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進
- (5) 子どもの発達段階に応じた取組の実施
- (6) 社会全体（家庭・地域・学校等）で子どもの読書活動を推進するための連携・協力
- 新 (7) 学校図書館と図書館の連携・協力体制の強化
- 新 (8) 多様な子どもたちの読書機会の整備・提供
- 新 (9) 持続可能な開発目標（SDGs）の考えを取り入れた取組の実施
- 新 (10) 新しい複合施設を見据えた読書活動の推進

9 策定の手法と市民参加

第4次計画の策定に当たっては、子ども読書活動に関わる庁内関係部署で構成する厚木市子ども読書活動推進委員会及び公募による市民、学識経験者、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者によって構成される厚木市図書館協議会において検討します。

また、ワークショップの開催及びパブリックコメントの実施により、市民の皆様の意見を反映させた計画を策定します。

10 進行管理

第4次計画の策定後は、同計画を着実に推進するため、厚木市子ども読書活動推進委員会及び厚木市図書館協議会において、施策の進捗状況を把握し、実施結果について検証を図り、新たな施策の検討等を行います。

11 策定スケジュール

策定のスケジュールについては次のとおりとします。

日程	取組内容
令和5年3月	策定方針（案）の検討
令和5年9月	ワークショップの開催
令和5年10月	計画（案）の作成
令和6年1月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	計画の策定

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和5年4月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和5年3月31日

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

理由

情報公開及び個人情報保護に係る決裁事項について、所要の措置を講ずるほか、市長部局人事主管課長に合議を要する特別休暇について改めるため、厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

厚木市教育委員会事務決裁規程（昭和63年厚木市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通事項(1) 庶務関係の表情報公開の項中「公開又は非公開の」を「公開請求に関する」に改め、別表第1 共通事項(1) 庶務関係の表個人情報保護の項中

「

- | |
|--------------------------------------|
| ①開示若しくは不開示又は訂正若しくは不訂正の決定
②決定期間の延長 |
|--------------------------------------|

」

を

「

- | |
|--|
| ①開示請求に関する決定
②訂正請求、利用停止請求に関する決定
③決定期間の延長
④第三者の意見聴取 |
|--|

」

に改め、別表第1 共通事項(2) 人事関係の表サービスの項休暇等の付与の項特別休暇の項中「10、13、」を「8、11、12、」に、「19及び21」を「17、20及び22」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新						旧					
別表第1 共通事項(第8条関係) (1) 庶務関係						別表第1 共通事項(第8条関係) (1) 庶務関係					
決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考	決裁(専決)区分 決裁(専決)事項	教育長	部長	次長	課長	備考
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
情報公開		① <u>公開請求に関する決定</u> ② 決定期間の延長 ③ 第三者の意見聴取			① 学校が保管する行政文書に係る事務を所掌する部の長は、当該行政文書の公開に係る事項を専決 ② 文書主管部長及び市長部局情報公開主管部長まで合議	情報公開		① <u>公開又は非公開の決定</u> ② 決定期間の延長 ③ 第三者の意見聴取			① 学校が保管する行政文書に係る事務を所掌する部の長は、当該行政文書の公開に係る事項を専決 ② 文書主管部長及び市長部局情報公開主管部長まで合議
個人情報保護		① <u>開示請求に関する決定</u> ② <u>訂正請求、利用停止請求に関する決定</u> ③ 決定期間の延長 ④ <u>第三者の意見聴取</u>			① 学校が保有する個人情報に係る事務を所掌する部の長は、当該個人情報の保護に係る事項を専決 ② 文書主管部長及び市長部局個人情報保護主管部長まで合議	個人情報保護		① <u>開示若しくは不開示又は訂正若しくは不訂正の決定</u> ② 決定期間の延長			① 学校が保有する個人情報に係る事務を所掌する部の長は、当該個人情報の保護に係る事項を専決 ② 文書主管部長及び市長部局個人情報保護主管部長まで合議
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(注) 略						(注) 略					

(2) 人事関係

決裁(専決)区分		教育長	部長	次長	課長	備考
決裁(専決)事項		略	略	略	略	略
服務	休暇等の付与	略	略	略	略	略
		特別休暇	①部長	①次長	①課長	①係長以下全職員
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略

(注) 略

(2) 人事関係

決裁(専決)区分		教育長	部長	次長	課長	備考
決裁(専決)事項		略	略	略	略	略
服務	休暇等の付与	略	略	略	略	略
		特別休暇	①部長	①次長	①課長	①係長以下全職員
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略

(注) 略

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和5年4月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和5年3月24日

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

理由

令和5年4月1日付けで教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動を行うに当たり、同年3月24日付けで内示を行う必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

【部長職】

* 昇任

(新)
教育総務部長

(事) * 岸間 俊彦

(旧)
総務部行政総務課長 (新庁舎移転準備担当) 兼統括政策調整担当

【課長職】

協働安全部睦合西地区市民センター
所長 (社会教育部睦合西公民館長)

(事) 二見 喜久男

まちづくり計画部住宅課長

協働安全部荻野地区市民センター
所長 (社会教育部荻野公民館長)

(事) 山田 悟

市民健康部新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

協働安全部南毛利地区市民センター
所長 (社会教育部南毛利公民館長)

(事) 長谷川 勇

財務部市民税課長

協働安全部相川地区市民センター
所長 (社会教育部相川公民館長)

(事) 梅澤 光和

福祉部 (福祉事務所) 生活福祉課長

協働安全部緑ヶ丘地区市民センター
所長 (社会教育部緑ヶ丘公民館長)

(事) 井上 浩二

事務部門医事課長

協働安全部森の里地区市民センター
所長 (社会教育部森の里公民館長)

(事) 岡本 一成

財務部収納課長

社会教育部スポーツ推進課長

(事) 田坂 幸治

市長室秘書課長兼統括政策調整担当

社会教育部中央図書館長

(事) 寺田 徳子

協働安全部セーフコミュニティくらし安全課長

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和5年4月25日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

厚木市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和5年3月31日

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

理由

令和5年4月1日付けで教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事異動を行う必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

新 採 用

【課長職】

学校教育部教育指導課長

(事) 倉持 伸雄

学校教育部教育研究所長

(事) 井上 美香

**報告事項 4 については、
非公開案件となります。**

**報告事項 5 については、
非公開案件となります。**

**報告事項 6 については、
非公開案件となります。**

学校選択制の実施結果について

1 令和5年度入学 中学校選択制実施結果

(1) 中学校選択制について

子どもたち一人一人が自ら適した教育環境で、個性や能力を一層伸ばすことができるよう、原則として指定中学校の学区に隣接する学校の中から、就学を希望する学校を選択することができる制度です。

(2) 実施結果

(令和5年4月5日現在 単位：人)

選択希望学校	受入 上限人数	入学者数		
		隣接	隣接外	人数
厚木中学校	3	3	0	3
依知中学校	20	8	0	8
荻野中学校	20	0	0	0
睦合中学校	20	2	0	2
小鮎中学校	20	3	0	3
玉川中学校	20	13	0	13
南毛利中学校	20	13	1	14
東名中学校	20	4	0	4
林中学校	20	6	0	6
藤塚中学校	20	7	0	7
森の里中学校	20	0	0	0
睦合東中学校	25	15	0	15
相川中学校	20	1	0	1
合計	248	75	1	76

(3) 主な選択理由

ア 教育環境	10 人
イ 部活動	22 人
ウ 友人関係	39 人
エ 通学距離	5 人

2 令和5年度入学 小規模特認校制度実施結果

(1) 小規模特認校制度について

少人数ならではの温かな指導や、地域と連携した教育活動が展開されている小規模校において、通学区域外からの就学を認めることで、児童の適性をいかした教育を推進することにより、学校規模の適正化及び学校の活性化を図る制度です。

(2) 小規模特認校制度により児童を受け入れる小学校

玉川小学校

(3) 実施結果

(令和5年4月6日現在 単位：人)

学年別入学者数	
学年	人数
1年生	2
2年生	0
3年生	0
4年生	0
5年生	0
6年生	0
合計	2

指定学校別入学者数	
学校名	人数
清水小学校	1
毛利台小学校	1
合計	2

3 令和5年度入学 住居からおおむね1 km以内の学校の選択実施結果

(1) 住居からおおむね1 km以内の学校の選択について

児童・生徒の教育環境をより良いものとするため、大規模状態にある学校の通学区域に居住する児童・生徒について、そうでない他の学校が住居からおおむね1 km以内にある場合、この学校への就学を認めることにより、学校規模の適正化を図るものです。

(2) 1 km以内の学校の選択対象校

大規模状態にある学校	選択することのできる学校
厚木第二小学校	相川小学校
南毛利小学校	緑ヶ丘小学校 毛利台小学校

(3) 実施結果 (令和5年4月3日現在 単位：人)

選択対象校	入学者数	備考
相川小学校	1	令和5年度第1学年
緑ヶ丘小学校	3	令和5年度第1学年
毛利台小学校	0	
合 計	4	

令和5年度学校施設整備計画について

令和5年度に実施する主な学校施設整備の内容について、次のとおり報告します。

1 外壁・屋上改修工事	別紙1
① 愛甲小学校 東棟校舎外壁・屋上改修工事	
② 藤塚中学校 南棟・西棟校舎外壁・屋上改修工事	
2-1 受変電設備改修工事	別紙2
③ 南毛利小学校 受変電設備改修工事	
④ 厚木中学校 受変電設備改修工事	
2-2 受変電設備改修工事	別紙3
⑤ 愛甲小学校 受変電設備改修工事	
⑥ 玉川小学校 受変電設備改修工事	
⑦ 戸室小学校 受変電設備改修工事	
3 グラウンド改修工事	別紙4
⑧ 愛甲小学校 グラウンド改修工事	
4 照明器具LED化改修工事	別紙5
⑨ 相川小学校 照明器具LED化改修工事	
⑩ 依知中学校 照明器具LED化改修工事	
5 小学校特別教室冷暖房設備設置事業	
⑪ 厚木小学校ほか8校 特別教室等冷暖房設備設置事業	

1 外壁・屋上改修工事

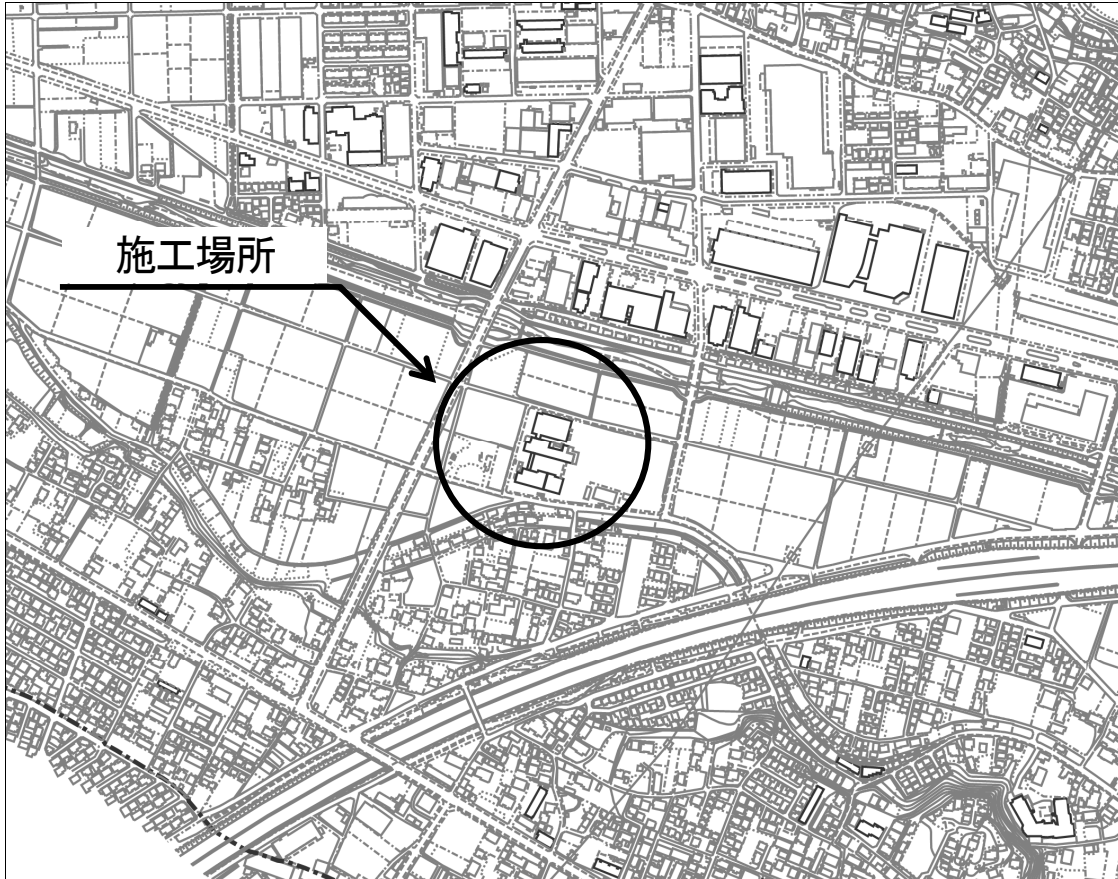
施設の長寿命化を図るとともに、児童・生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、経年劣化した外壁、屋上防水等の改修工事を実施する。

件名①	愛甲小学校 東棟校舎外壁・屋上改修工事
予算額	55,363,000円
施工箇所	東棟校舎
工事内容	外壁改修・屋上防水改修
建設年度	昭和57年度（経過年数：41年）
構造・階数	鉄筋コンクリート造・4階建て
改修面積	外壁：1,654㎡・屋上：391㎡
施工期間	7月中旬～10月上旬（予定）

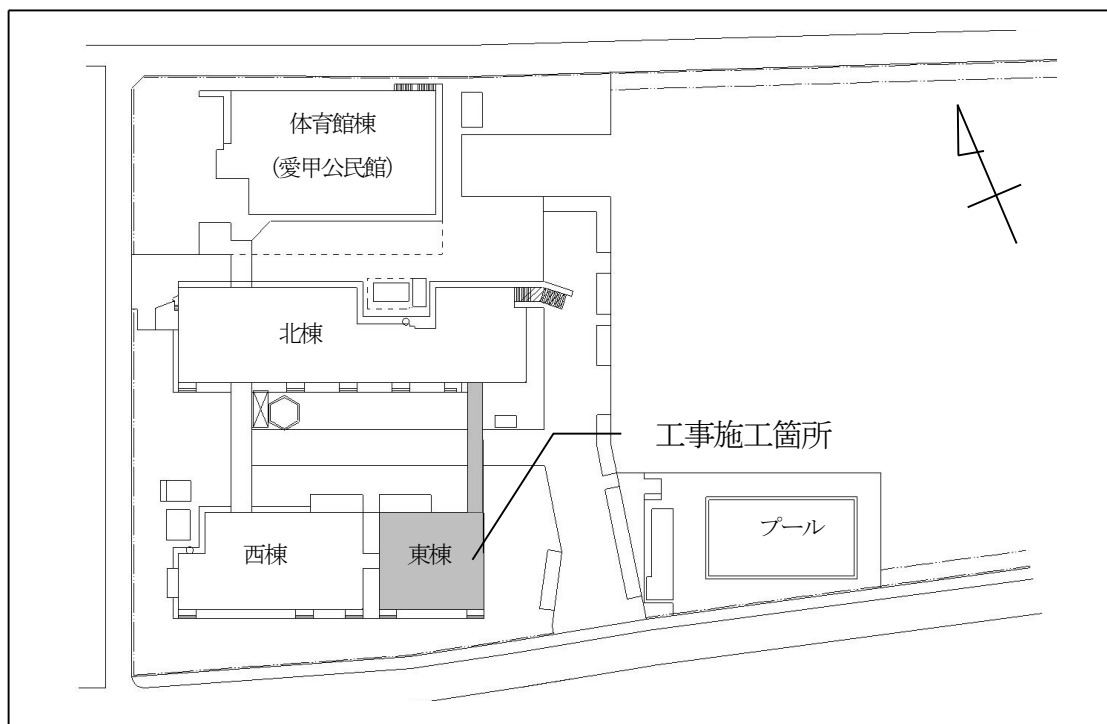
件名②	藤塚中学校 南棟・西棟校舎外壁・屋上改修工事	
予算額	192,247,000円	
施工箇所	南棟校舎 及び 西棟校舎	
工事内容	外壁改修・屋上防水改修	
建設年度	南棟	昭和59年度（経過年数：39年）
	西棟	平成2年度（経過年数：33年）
構造・階数	南棟	鉄筋コンクリート造・4階建て
	西棟	鉄筋コンクリート造・4階建て
改修面積	南棟	外壁：3,244㎡・屋上：1,131㎡
	西棟	外壁：809㎡・屋上：159㎡
施工期間	7月上旬～10月中旬（予定）	

愛甲小学校東棟校舎外壁・屋上改修工事

位置図

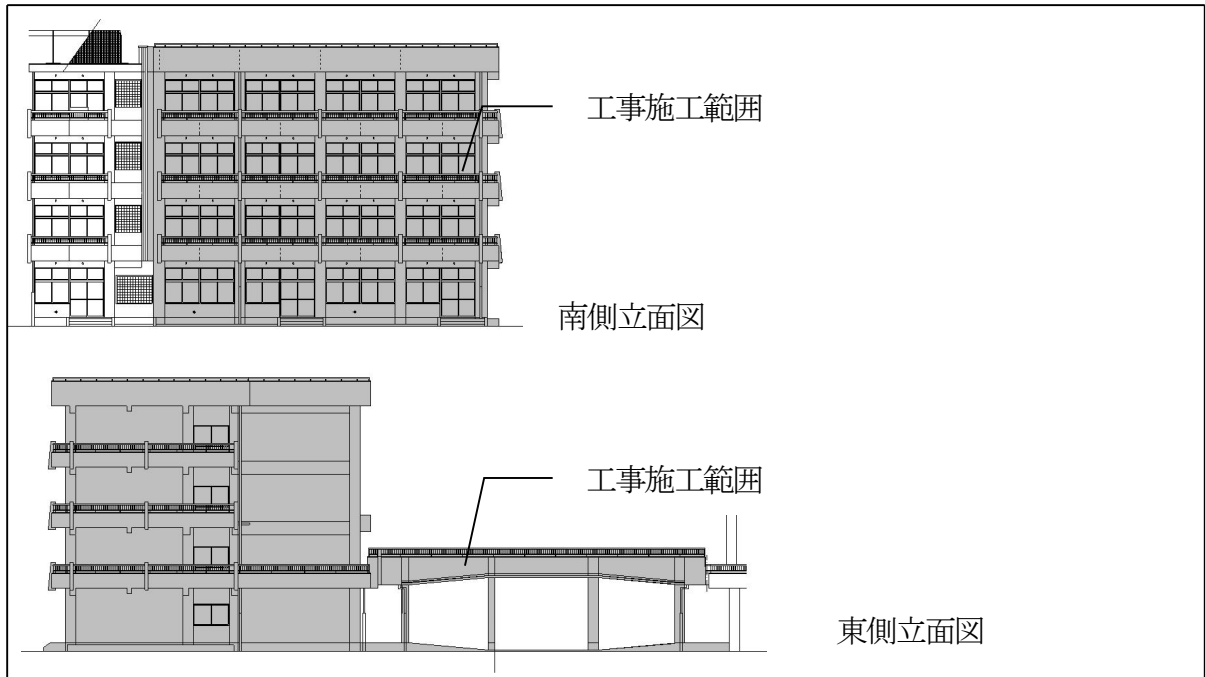


配置図



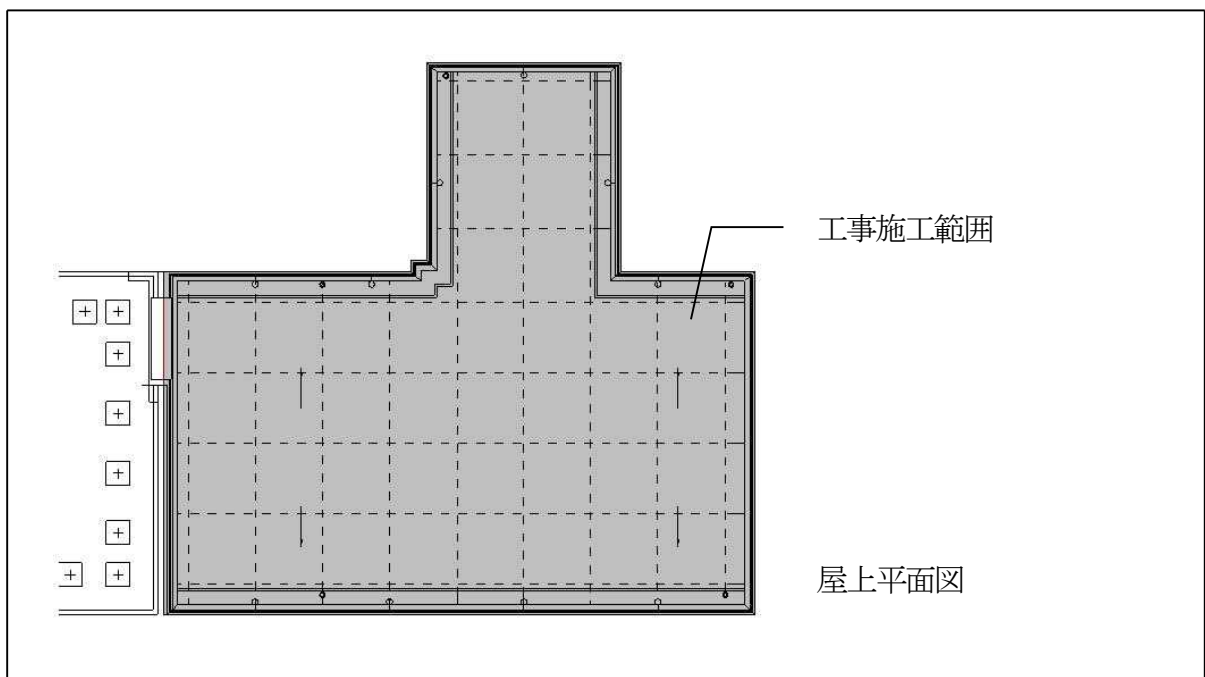
外壁改修

立面図



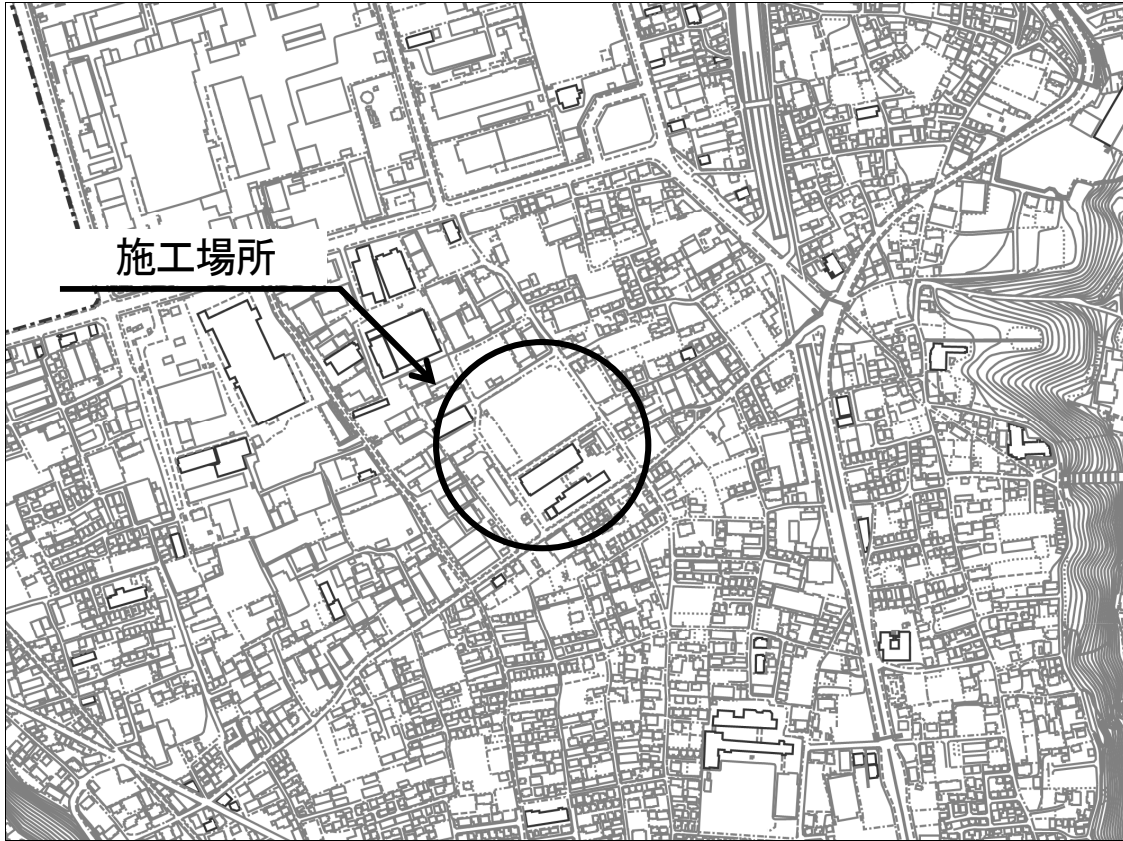
屋上改修

平面図

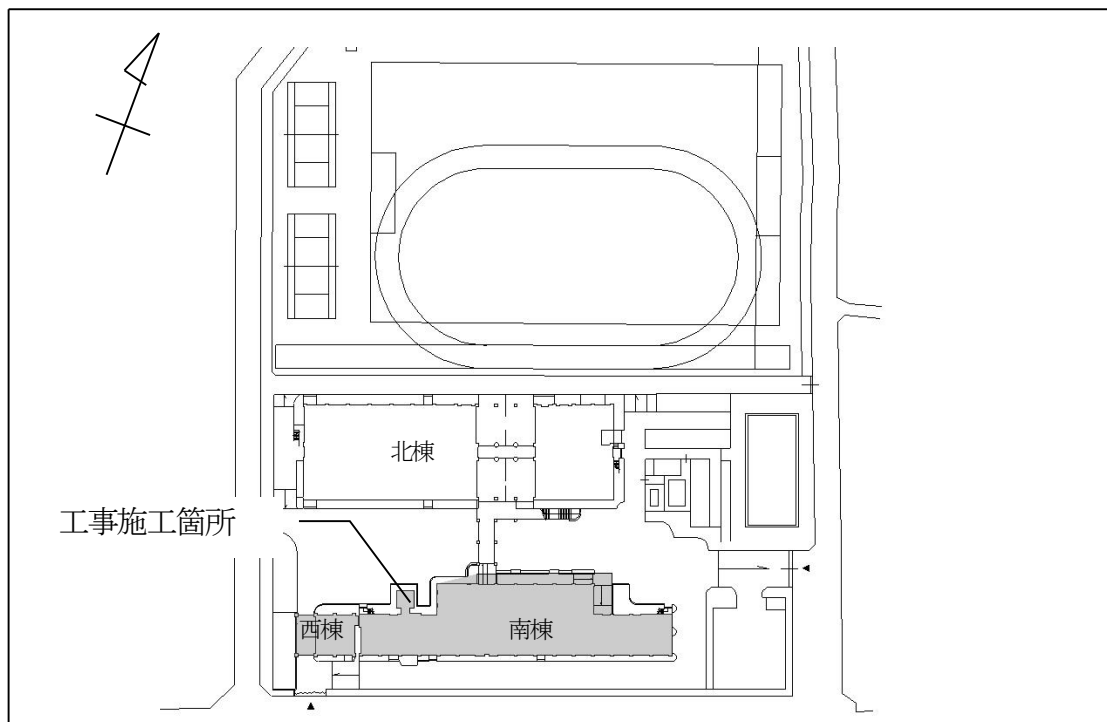


藤塚中学校南棟・西棟校舎外壁・屋上改修工事

位置図

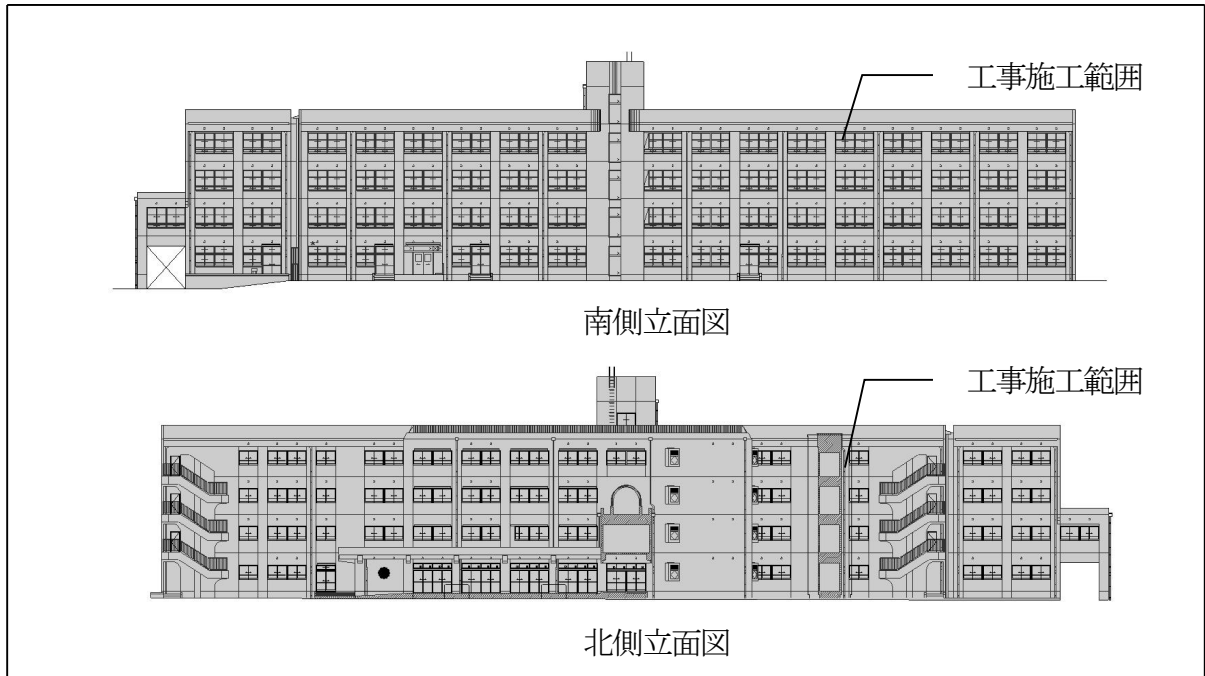


配置図



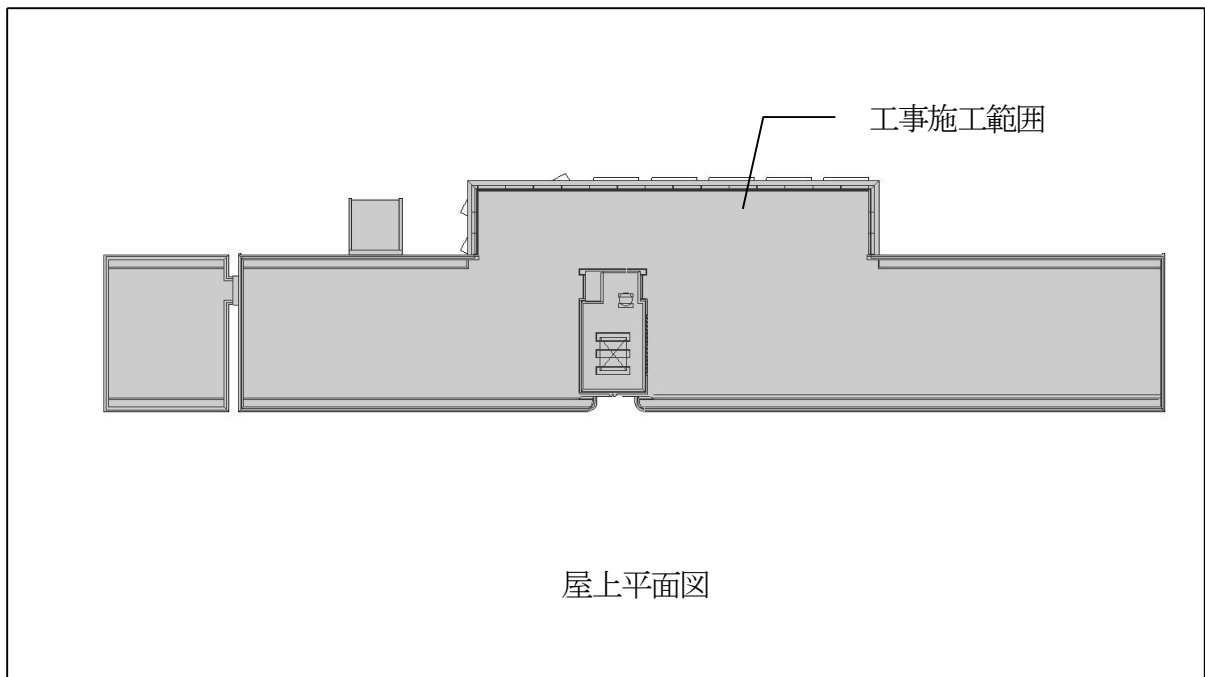
外壁改修

立面図



屋上改修

平面図



2-1 受変電設備改修工事(令和4年度契約済み)

施設の長寿命化を図るとともに、児童・生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、経年劣化した施設の主要電気設備である受変電設備の改修工事を実施する。

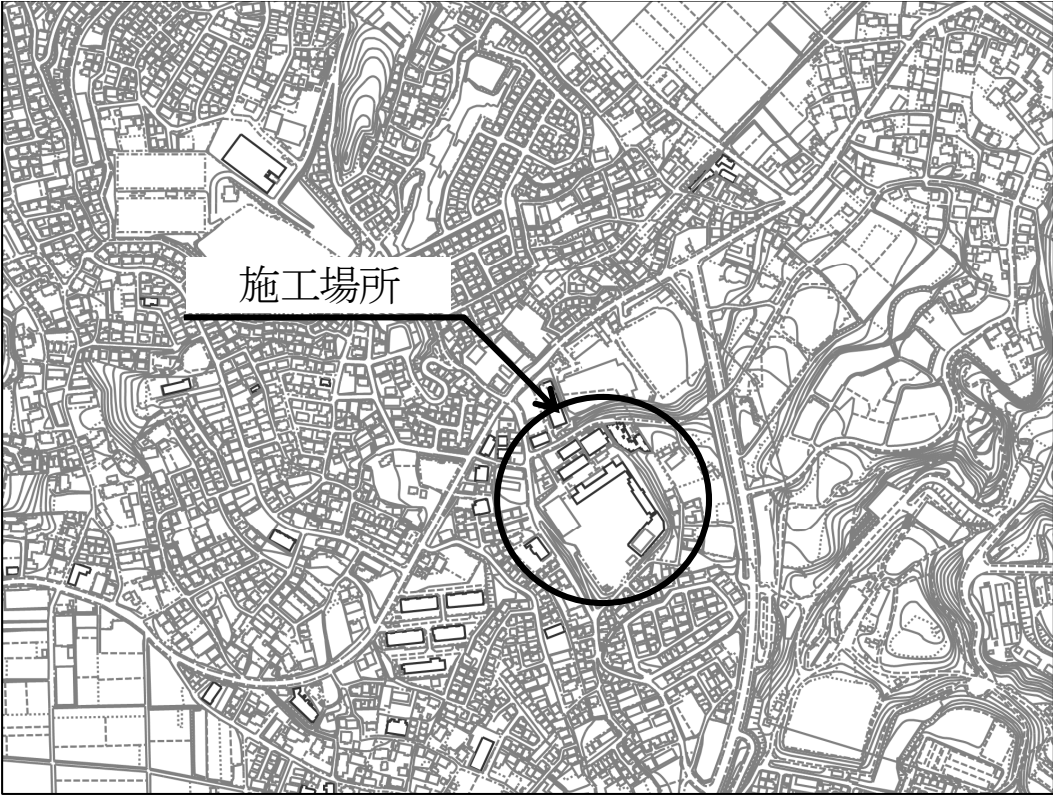
なお、令和4年度に契約済みであるが、新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢等の影響に伴い、受変電設備の製作に必要な部品供給が滞っているため、引き続き令和5年度に現場施工を実施する。

件名③	南毛利小学校 受変電設備改修工事
予算額	64,090,000円
契約額	47,632,200円
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和59年度(経過年数:39年)
設備容量	既存:175kVA ⇒ 改修:250kVA
施工期間	令和5年4月上旬~10月中旬(予定)

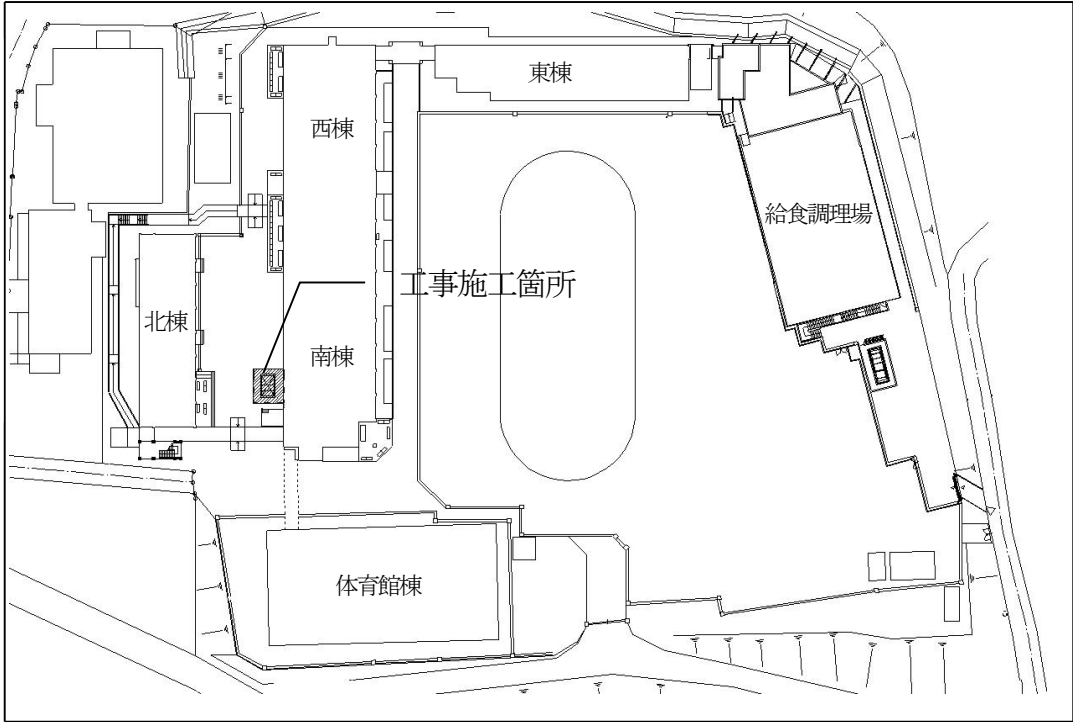
件名④	厚木中学校 受変電設備改修工事
予算額	110,960,000円
契約額	91,713,600円
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和51年度(経過年数:47年)
設備容量	既存:230kVA ⇒ 改修:300kVA
施工期間	令和5年3月下旬~10月下旬(予定)

南毛利小学校受変電設備改修工事

位置図

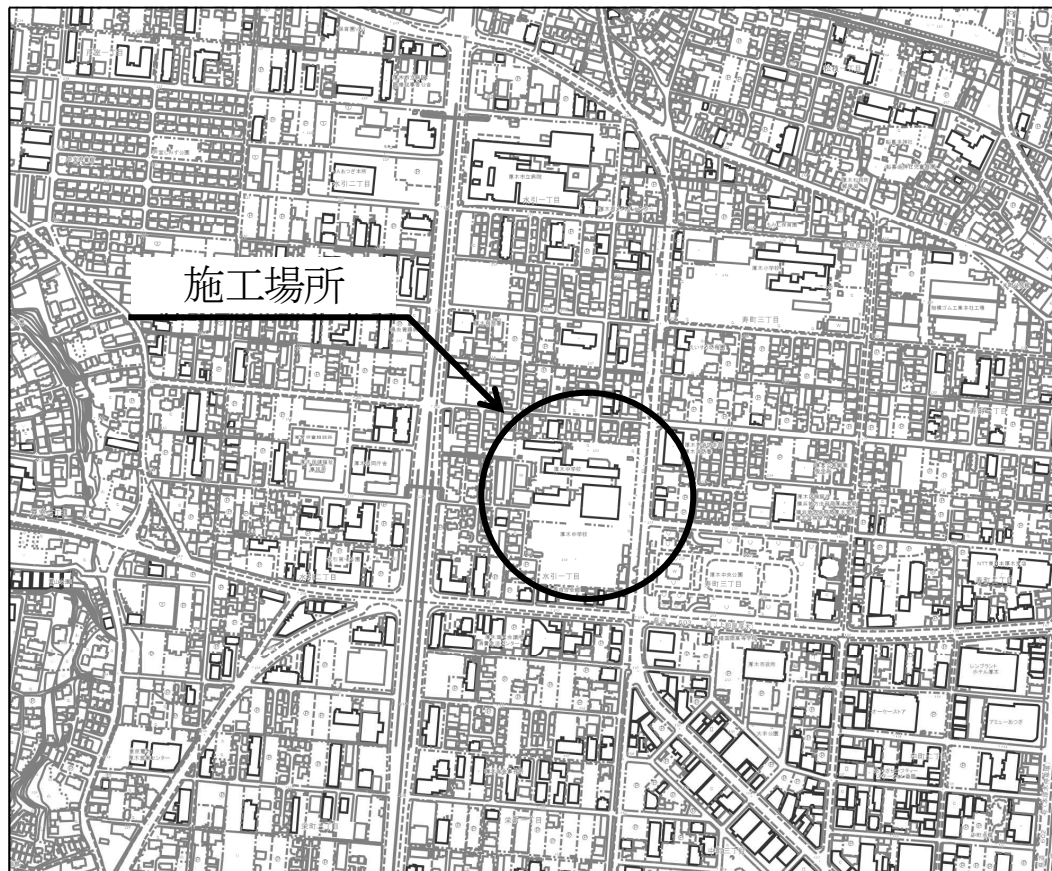


配置図

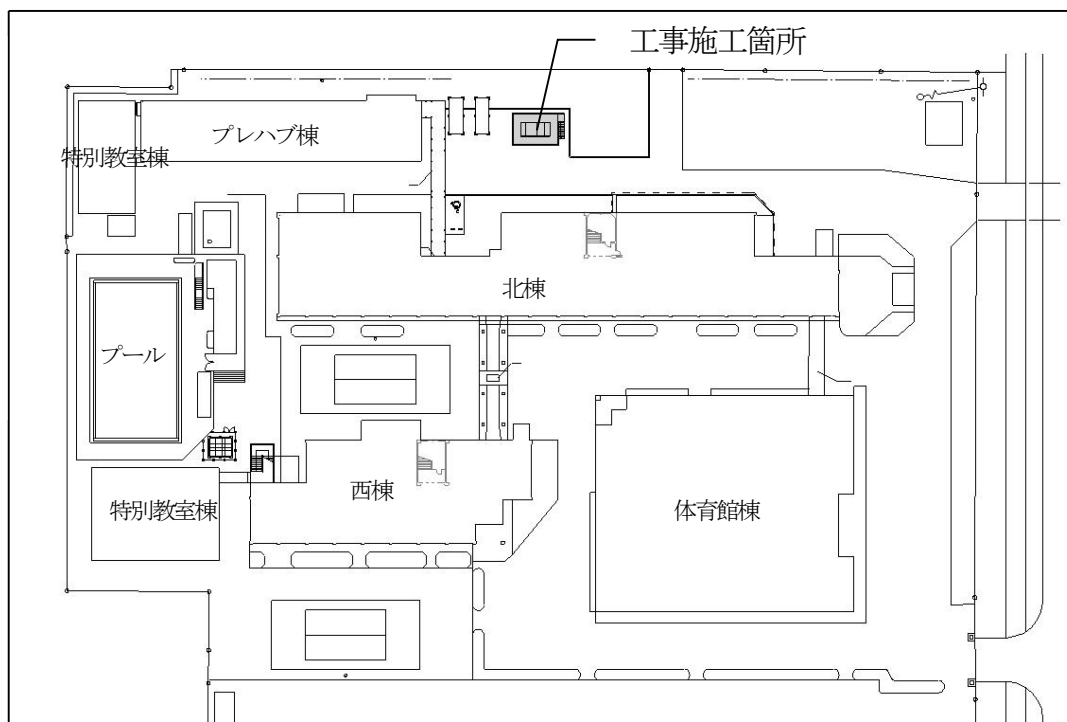


厚木中学校受変電設備改修工事

位置図



配置図



2-2 受変電設備改修工事（令和5年度発注）

施設の長寿命化を図るとともに、児童・生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、経年劣化した施設の主要電気設備である受変電設備の改修工事を実施する。

なお、令和5年度に工事発注を行うが、新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢等の影響に伴い、受変電設備の製作に必要な部品供給が滞っているため、現場施工については令和6年度に実施する。

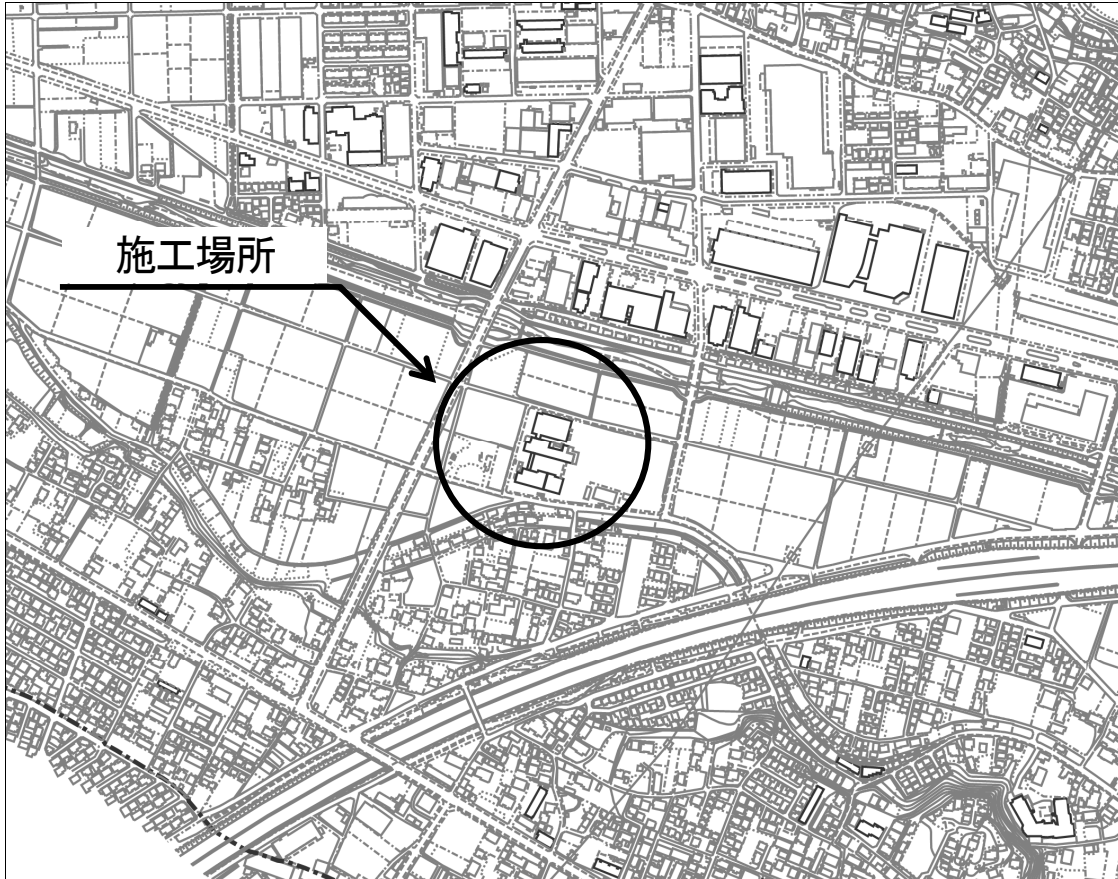
件名 ⑤	愛甲小学校 受変電設備改修工事
予算額	137,500,000円
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和51年度（経過年数：47年）
設備容量	既存：200kVA ⇒ 改修：375kVA
施工期間	令和6年4月上旬～10月下旬（予定）

件名 ⑥	玉川小学校 受変電設備改修工事
予算額	91,058,000円
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和56年度（経過年数：42年）
設備容量	既存：200kVA ⇒ 改修：300kVA
施工期間	令和6年4月上旬～10月下旬（予定）

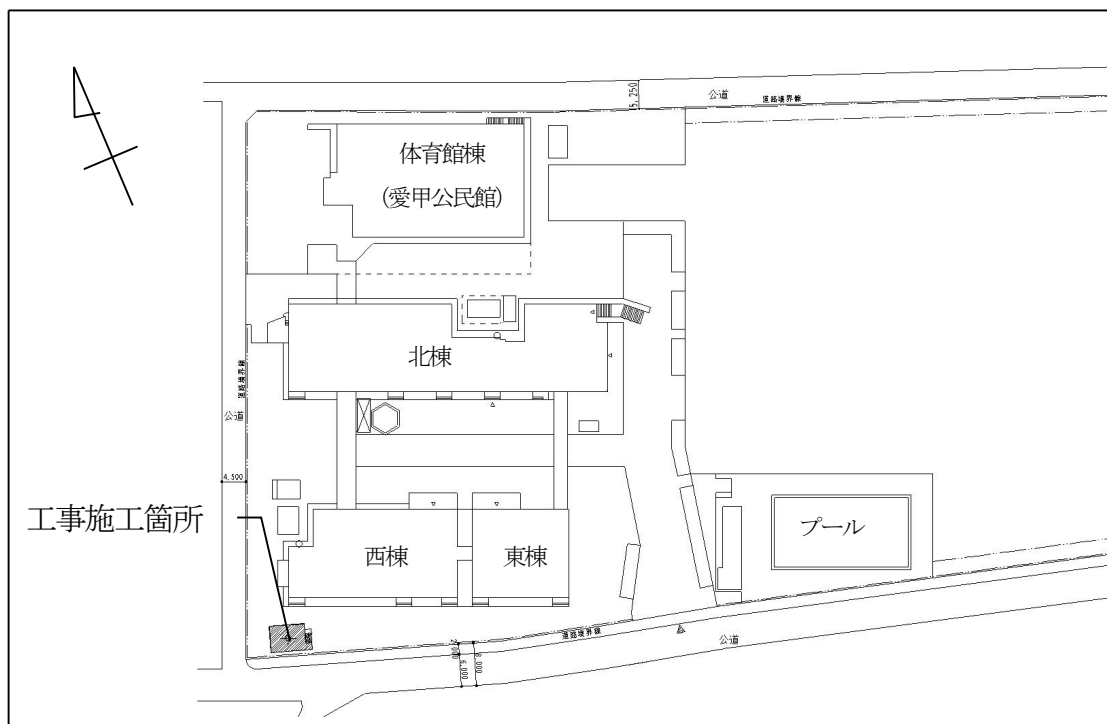
件名 ⑦	戸室小学校 受変電設備改修工事
予算額	80,982,000円
工事内容	キュービクル式受変電設備の更新
設置年度	昭和50年度（経過年数：48年）
設備容量	既存：195kVA ⇒ 改修：300kVA
施工期間	令和6年4月上旬～10月下旬（予定）

愛甲小学校受変電設備改修工事

位置図



配置図

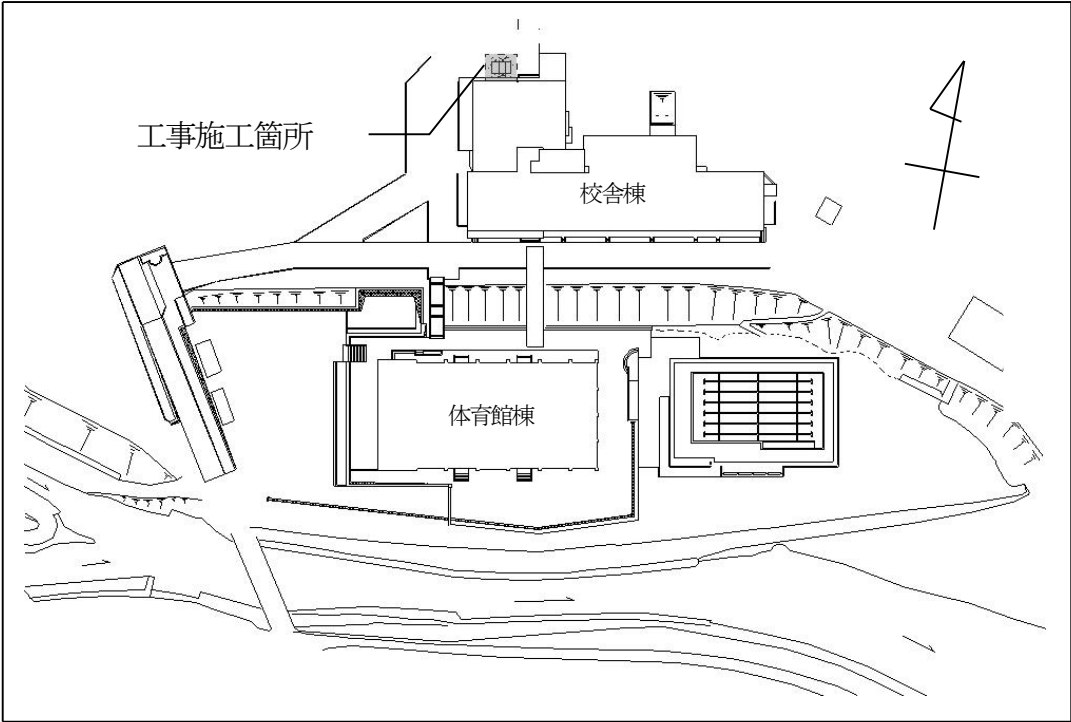


玉川小学校受変電設備改修工事

位置図

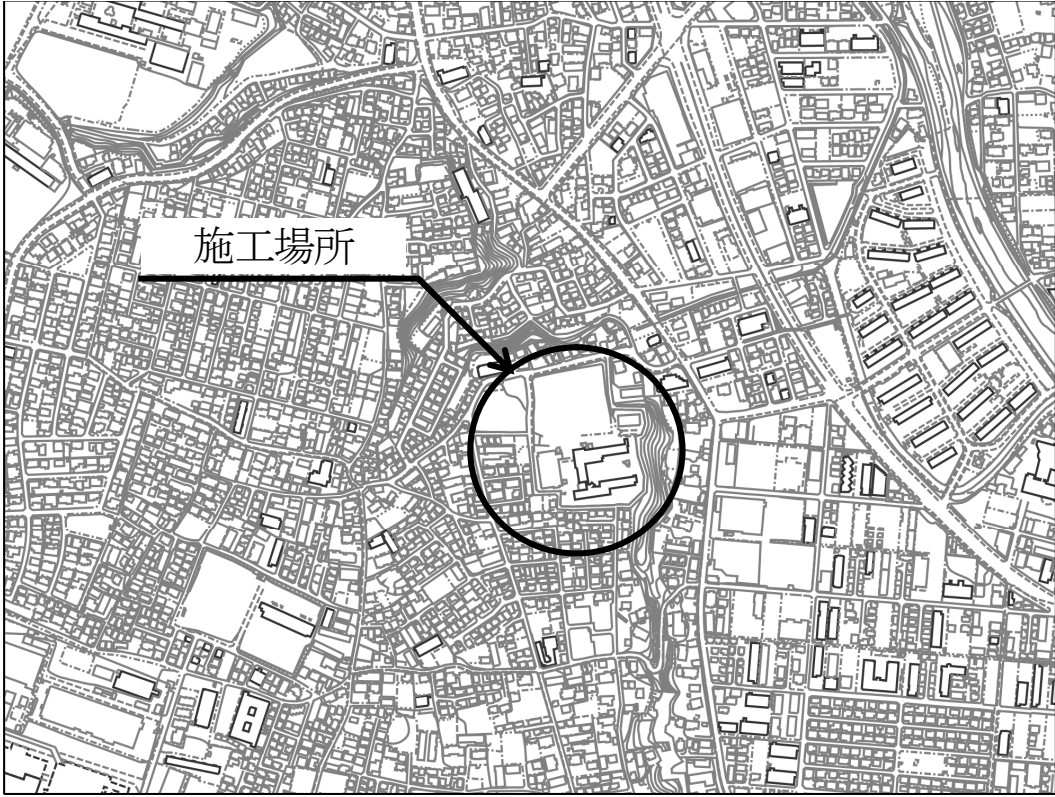


配置図

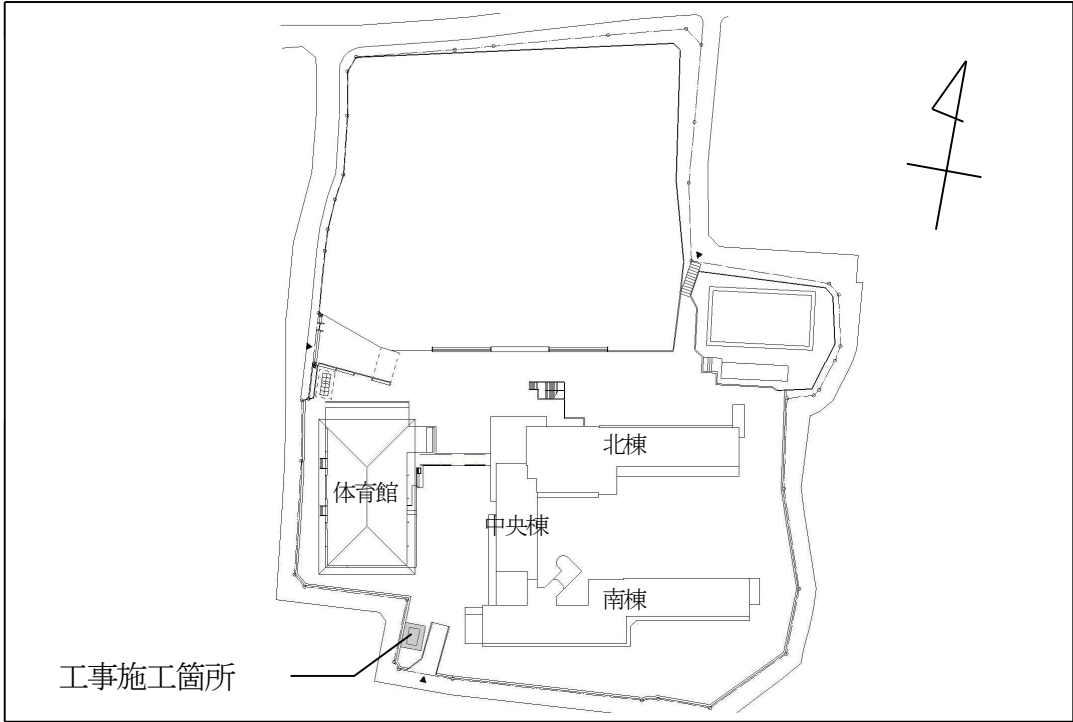


戸室小学校受変電設備改修工事

位置図



配置図



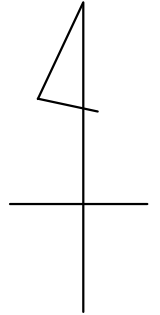
3 グラウンド改修工事

児童が快適な屋外教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、機能低下及び経年劣化したグラウンド等の改修工事を実施する。

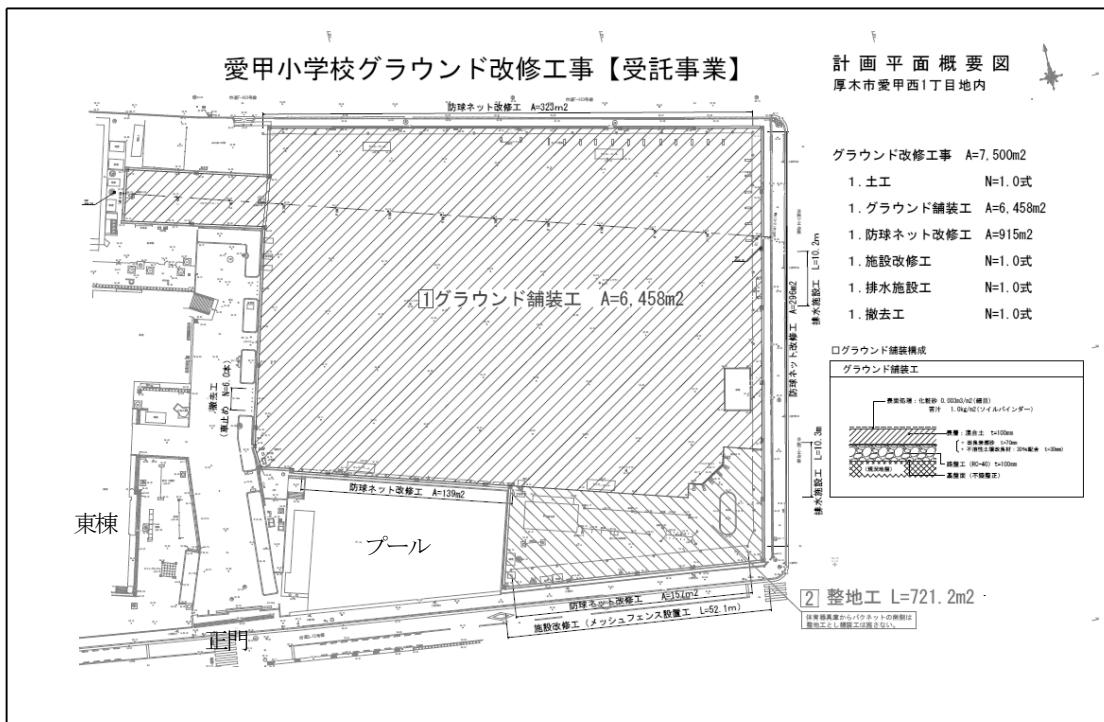
件名 ⑧	愛甲小学校 グラウンド改修工事
予算額	150,000,000円
施工箇所	グラウンド
工事内容	グラウンド等舗装改修 ・ 防球ネット等一部改修
前回改修年度	平成元年度（経過年数34年）
改修面積	7,500㎡
施工期間	6月上旬～9月下旬（予定）

愛甲小学校グラウンド改修工事

位置図



改修平面図



4 照明器具LED化改修工事

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策実行計画に基づく取組の一環として、学校施設における大きなエネルギー負荷となっている照明器具を高効率なLED器具に更新し、施設の省エネルギー化を図ることで、エネルギーを起源とするCO2排出量を削減する。

件名 ⑨	相川小学校 照明器具LED化改修工事
予算額	53,900,000円
工事内容	照明器具更新(LED化) 更新前：976台 ⇒ 更新後：982台
設置年度	平成5年度(経過年数：30年)
構造・階数	鉄筋コンクリート造・4階建て
延床面積	8,889㎡
施工期間	7月上旬～9月上旬(予定)

件名 ⑩	依知中学校 照明器具LED化改修工事
予算額	54,600,000円
工事内容	照明器具更新(LED化) 更新前：764台 ⇒ 更新後：802台
設置年度	昭和61年度(経過年数：37年)
構造・階数	鉄筋コンクリート造・4階建て
延床面積	8,357㎡
施工期間	7月上旬～9月上旬(予定)

5 小学校特別教室冷暖房設備設置事業

近年の地球温暖化等による猛暑の影響から児童の健康被害を防止し、快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、小学校9校の特別教室等にリース方式により冷暖房設備を設置する。

件名 ⑪	厚木小学校ほか8校 特別教室等冷暖房設備設置事業
予算額	6,475,920円(3箇月分の賃借料：R6.1～R6.3)
予算総額	259,036,800円(10年間の賃借料)
設置対象校	・厚木小学校 ・荻野小学校 ・小鮎小学校 ・南毛利小学校 ・相川小学校 ・厚木第二小学校 ・飯山小学校 ・森の里小学校 ・戸田小学校
設置室数	47室(理科室、図画工作室、家庭科室、多目的室、相談室等)
設置期間	7月上旬～12月下旬(予定)
賃貸借期間	令和6年1月1日～令和15年12月31日(10年間)

給食用食材の放射性物質の測定結果一覧表

令和5年3月29日現在

検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
1月11日	保育所給食	キャベツ	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.82
		白いんげん豆	北海道	不検出 <2.31	不検出 <3.40	不検出 <3.72
1月17日	学校給食	ごぼう	青森	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		長ねぎ	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		小松菜	神奈川	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
1月18日	保育所給食	にんじん	千葉	不検出 <2.03	不検出 <2.98	不検出 <3.26
		白菜	茨城	不検出 <2.28	不検出 <3.46	不検出 <3.73
1月24日	学校給食	にんじん	千葉	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		大根	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		白菜	茨城	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
1月25日	保育所給食	かぶ	千葉	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		トマト	愛媛	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
1月31日	学校給食	ごぼう	青森	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		大根	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		小松菜	神奈川	不検出 <1.73	不検出 <2.61	不検出 <2.82
2月1日	保育所給食	いよかん	愛媛	不検出 <1.99	不検出 <3.00	不検出 <3.25
		卵	千葉	不検出 <2.33	不検出 <3.43	不検出 <3.75
2月7日	学校給食	調理後の小学校給食(1/16~20日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		調理後の中学校給食(1/16~20日分)		不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		白菜	茨城	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		キャベツ	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		ほうれん草	埼玉	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
2月8日	保育所給食	セロリー	愛知	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		ピーマン	宮崎	不検出 <2.24	不検出 <3.40	不検出 <3.67
2月14日	学校給食	玉ねぎ	北海道	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		にんじん	千葉	不検出 <1.90	不検出 <2.79	不検出 <3.05
		もやし	栃木	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
2月15日	保育所給食	しめじ	長野	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		玉ねぎ	北海道	不検出 <2.34	不検出 <3.43	不検出 <3.75

検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
2月21日	学校給食	きゅうり	神奈川	不検出 <2.33	不検出 <3.43	不検出 <3.75
		鶏肉	岩手	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		かぶ	千葉	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
2月28日	学校給食	調理後の中学校給食(2/2~10日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		ごぼう	青森	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		えのきたけ	新潟	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		長ねぎ	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
3月1日	学校給食	調理後の小学校給食(2/2~10日分) 専門機関による測定 (ゲルマニウム半導体検出器)		不検出 <0.50	不検出 <0.50	不検出 <0.60
3月1日	保育所給食	キャベツ	愛知	不検出 <2.24	不検出 <3.40	不検出 <3.67
		長ねぎ	埼玉	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
3月7日	学校給食	にんじん	茨城	不検出 <2.06	不検出 <3.03	不検出 <3.31
		もやし	栃木	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		小松菜	神奈川	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
3月8日	保育所給食	小松菜	埼玉	不検出 <2.26	不検出 <3.42	不検出 <3.70
		にんじん	千葉	不検出 <2.37	不検出 <3.49	不検出 <3.81
3月14日	学校給食	水菜	茨城	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		にら	茨城	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		きゅうり	神奈川	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
3月15日	保育所給食	大根	千葉	不検出 <2.24	不検出 <3.39	不検出 <3.66
		豚肉	青森	不検出 <2.38	不検出 <3.49	不検出 <3.82
3月22日	学校給食	調理後の小学校給食(3/1~7日分)		不検出 <2.25	不検出 <3.30	不検出 <3.61
		調理後の中学校給食(3/1~7日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
3月22日	保育所給食	きゅうり	埼玉	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.82
		ブロッコリー	愛知	不検出 <2.55	不検出 <3.75	不検出 <4.11
3月29日	保育所給食	えのきたけ	長野	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.77
		白菜	茨城	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83

※ ☆印の付いている食材は、保護者からの要望により測定をした食材となります。市場の流通状況により入荷する食材の産地が予定していたものと異なることがあります。

※ 測定する食材について、保護者要望の提出期限より前の測定につきましては、前月の保護者要望を参考として選定をしています。また、選定した場合につきましては、☆印を付けています。

※ 単位はベクレル/キログラムです。

※ 「不検出」とは、放射性物質が「検出下限値」に満たない(検出されない)ことを表します。「<」の横の数値は、検出下限値を表しています。検出下限値は、検体の比重、測定条件などにより検体ごとに変動します。

※ 食品衛生法上の規制値:一般食品の放射性セシウム規制値は、100ベクレル/キログラムとなっております。規制値を上回らない限り、給食食材として使用しています。

保護者からの測定要望について

令和5年3月31日現在

対象月	食材名(産地)	要望人数	測定日	測定食材
1月	要望なし	0	1月17日	ごぼう(青森)、長ねぎ(神奈川)、小松菜(神奈川)
			1月24日	にんじん(千葉)、大根(神奈川)、白菜(茨城)
	要望品目:0		測定品目:6品目 (1月分要望なし)	
2月	要望なし	0	1月31日	ごぼう(青森)、大根(神奈川)、小松菜(神奈川)
			2月7日	白菜(茨城)、キャベツ(神奈川)、ほうれん草(埼玉)
			2月14日	玉ねぎ(北海道)、にんじん(千葉)、もやし(栃木)
			2月21日	きゅうり(神奈川)、鶏肉(岩手)、かぶ(千葉)
	要望品目:0		測定品目:12品目 (2月分要望なし)	
3月	要望なし	0	2月28日	ごぼう(青森)、えのきたけ(新潟)、長ねぎ(神奈川)
			3月7日	にんじん(茨城)、もやし(栃木)、小松菜(神奈川)
			3月14日	水菜(茨城)、にら(茨城)、きゅうり(神奈川)
	要望品目:0		測定品目:9品目 (3月分要望なし)	

※1回の測定で3品目程度の測定を行っております。

■ 大気中放射線量測定結果

厚木市において、4月10日(月曜日)に、市内5箇所の地点の放射線量を測定

4月10日の調査結果

いずれの地点も、市の放射線量の基準を超える数値は示しておりません。

No.	測定場所	前回調査結果 (令和5年1月10日)		今回調査結果 (令和5年4月10日)	
		地表 50cm	地表 100cm	地表 50cm	地表 100cm
1	荻野小学校	0.02	0.02	0.03	0.02
2	北小学校	0.03	0.03	0.03	0.03
3	もみじ保育園	0.03	0.02	0.02	0.02
4	相川小学校	0.05	0.04	0.03	0.03
5	七沢児童館	0.03	0.03	0.03	0.03

(注)単位:マイクロシーベルト/時

(注)市の放射線量の基準:毎時約0.19マイクロシーベルト。「追加被ばく線量が、年間1ミリシーベルト以下であることを目指す」という国の目標値を受けて、厚木市が定めた数値です。

(注)環境農政部の職員が測定しました。